

紹介

橋場弦著

『丘のうへの民主政』

本書は、古代ギリシア法制史を専門とされる橋場弦氏が、前著『アテナイ公職者弾劾制度の研究』（東京大学出版会、一九九三年）をベースに、アテネ民主政史をより一般向けに解説した著作である。では順を追ってその内容を見ていきたい。

まず冒頭において本書の視座が提示される。前五世紀半ばに最盛期を現出したアテネ民主政は、ペロポネソス戦争とその敗戦を境に衆愚政に陥り、前四世紀には衰えて没落していったとする盛衰史観は、今でも根強い影響力がある。しかし近年、研究の進展により、むしろ衰退期とされる前四世紀に入ってから民主政の完成の度合いが高められていったことが明らかとなってきた。橋場氏はこうした研究状況に即してアテネ民主政の実態の描出を試みるわけだが、その軸となるのが、民衆の政治参加（政治のアマチユアリズム）と、政治に携

わる市民の公的責任を追及するシステム（公職者弾劾制度）である。

第一章では、公職者弾劾制度発展の画期として、ミルティアデス裁判が検討される。前四九〇年のマラトンの戦いにおいて勝利を導いた高名な將軍ミルティアデスは、翌年のパロス島遠征に失敗し、その責任を問われて裁判にかけられ、重い罰金を科されることとなった。こうした苛酷な判決の背景を橋場氏は以下のように指摘する。ミルティアデスとその一族は、民主政と対する僭主政と密な関係を持っており、ミルティアデス自身、以前他ポリスにおいて僭主となったことがあった。遠征の失敗によりいったん民衆の信頼を失うと、彼の名声はその経歴とあいまって、たちまち僭主復活の嫌疑に切り替わったのである。こうした意味でミルティアデス裁判は、民主政防衛のための公職者弾劾制度発展の画期として捉えられる。

第二章においてはペリクレスの罷免が考察される。ペリクレスは、事実上国家の最高官職であった將軍職に十五年に渡って就任し、民主政システムの発展に尽力した、盛期アテネの偉大な指導者であった。しか

し、そのペリクレスも前四三〇年に戦略方法の責任を追及され、会計上の不正という名目で裁判にかけられ、罰金刑に処される。橋場氏はこのペリクレスの事例を、民衆が公職者弾劾制度によって国家の主人が自分たちであることをミルティアデスの場合以上に鮮明に意思表示したのだ、と捉える。

第三章ではいったんアテネ史の流れを離れ、アテネの最高議決機関である民会は、市民権を有する成年男子全てに参加の権利が与えられており、さらに行政の最高機関である評議会を構成するのも、最も重要な司法機関である民衆裁判所において審理を行うのも、抽選で選ばれた市民たちであった。このようにアテネ民主政を支えていたのは市民の広い参加であったが、いったん役人に就任すれば、常に市民団の厳しい監督のもとに置かれ、その責任を追及されることとなった。これがアテネ民主政の参加と責任のシステムであったわけである。そして、その責任追及を法的に保証していたのが、公職者弾劾制度の一連の仕組みであった。なかでも、すでに言及されたように、政權

の中核にある人物（特に将軍）を裁きの場に引き出し、しばしば罷免のみならず処刑に導く弾劾裁判を、橋場氏は、民衆が指導者に対して自らの意志を示してみせるためのきわめて有効な手段であり、民主政の防衛、維持に貢献したのだと評価する。

第四章では、再び舞台はペロポネソス戦争中のアテネに戻る。世界史の教科書の記述には、しばしば「ペロポネソス戦争以後、デマゴグ（扇動政治家）の扇動により操られたアテネは衆愚政に墮し、衰退していった」という意味の表現が見られる。確かに、戦争が泥沼化していたアテネでは、非常時の興奮に押され、衆愚政と取られても仕方のないような振る舞いが見られた。前四〇五年のアルギヌサイの海戦において、嵐のために味方の将兵を救助できなかつた将軍たちが処刑されたアルギヌサイ裁判は、そういつた実例としてよく挙げられる。しかし橋場氏は、こうした見方が一面的であることを指摘する。デマゴグと呼ばれる政治家たちは、名望家と呼ばれるにふさわしい富裕市民層の出であった。かつては門閥出身の政治家たちに限られていた民主政の指導者層が、この時代、経済的實力を身

につけて社会的上昇を遂げた平民層にまでその裾野を拡大したという意味で、彼らの出現は民主政の進展のひとつの現れであるとするのである。アテネは前四〇四年、ペロポネソス戦争に敗れ、いったん寡頭政が樹立されるが、こうした新たな動きは民主政復活後に実を結ぶこととなる。それは次の第五章において検討される。

前四〇三年の民主政復活にあたって最も重要な原則となつたのは、法を民主政の根幹に据えることであつた。それは、アルギヌサイ裁判に見られたように、民衆の意志に無制約の権限を与えることは、自滅行動につながりかねないという反省に基づいたものであつたと言えよう。現代風に言えば、以後のアテネには、人治主義から法治主義へ、という民主政の根本原則の移動が見られるのである。例えば「違法提案に対する公訴」といつた訴訟手続きが、民会の無法な暴走を監視する制度として確立する。また前四世紀に至つて、公職者弾劾制度が完成の域に達したことも注目される。役人就任予定者が民主政に対して忠誠であるかを調べる資格審査が、全ての役人に強制されるようになったことには、民主政防衛の強

い意識が見て取れる。さらに司法への民衆参加が一層広がり、裁判における不正防止の手段（執拗な抽選による陪審員選出）が徹底化されたのも前四世紀のことであつた。

最終章の第六章においては、民主政衰退をめぐる問題について触れられる。かつて有力な政治家がほとんど例外なく将軍であつたのに対し、前四世紀は政治と軍事、政策立案と政策実行の分化が進んだ時代であつた。こうした状況を、英雄不在の、小物ばかりが目先の利害で政治を操る嘆かわしい時代と評価するのはたやすいが、それは反面、一人の傑出した英雄の存在を許さない民主政の原理が徹底した結果と考えることもできる。言い換えれば、人治から法治へと支配の原理を転換させたアテネの民衆は、ペリクレスのようなカリスマ性を備えた人格をもはや必要としないほどに成熟したのだとも言える。前三二二年、アテネはマケドニアに敗れ、アテネ民主政は事実上終末を迎える。その滅亡原因については、民主政内部の要因を指摘する意見が根強いが、橋場氏は以上のような観点から、民主政没落の原因は、内部要因よりも、より直接的にはマケドニアの外圧によつてもたら

されたと考えられることを主張する。

最後に、簡単に紹介者の感想を述べさせていたきたい。まず、公職者弾劾裁判の背景には、政敵との抗争など、複雑な事情があったのであり、その中で実際に民主政防衛という民衆の意識がどれほどの重要性を占めていたのか、という点についてはより深い議論が必要であるように思われた。

もつとも、本書が一般向けに著されたことを考えれば、詳細な議論を求めることは酷であるとも言える。さて、紙面の都合上紹介しきれなかったが、本書にはアテネ民主政にまつわる豊富なエピソードが巧みに包含されている。多くの知見に触れつつ、分かりやすい叙述によってまとめ上げられた本書は、古代ギリシアの民主政に関心を持つ者にとって格好の入門書となろう。さらに、現代の価値観を押しつけることなくアテネ民主政の実態を描き出すとする著者の姿勢は、広く歴史を学ぶ者にとって参考となるところがあるのではないだろうか。

(B5判 二二三頁 一九九七年十一月
東京大学出版会 二八〇〇円)

(庄子大亮 京都大学大学院生)

樋口隆康著

『昭和28年』

椿井大塚山古墳発掘調査報告

(京都府山城町埋蔵文化財調査報告書
第二十集)

椿井大塚山古墳(京都府相楽郡山城町所在)は、古墳時代の研究を大きく前進させた古墳として名高い。三十六面以上に及ぶ大量の出土鏡のうちの大部分が三角縁神鏡であり、これをもとに小林行雄氏の著名な同範鏡論が生まれた。邪馬台国から大和政権への移行を考古学的に説明した学説として学界に大きな影響を与えた。また最古の古墳として、その出土品は古墳編年の基準資料に位置づけられている。

鉄道工事中にこの古墳の後円部から石室が露呈するとともに、大量の副葬品が発見され、緊急調査が実施されるに至ったのは昭和二十八年三月のことであった。連絡を受けた京都大学考古学研究室が中心となって石室と墳丘の調査、残存した副葬品の記録、散逸した遺物の回収をおこない、それ

らを研究室に持ち帰って整理をすすめた。

調査結果は同年九月、樋口隆康「山城国相楽郡高麗村椿井大塚山古墳調査略報」(『史林』第三十六卷第三号)に概略が発表された。そして昭和三十九年には梅原末治「椿井大塚山古墳」(『京都府文化財調査報告』第二十三冊)の刊行が企図されたが、出版上のトラブルから広く公表されることなく、結局正式な調査報告書は未刊という状況にあった。当時調査現場を担当された本学名誉教授の樋口隆康氏が本書を発刊することにより、調査後四十五年を経てようやく調査報告書が公にされたということになる。

本文の構成は次の通りである。

序章 発見の顛末と調査の概要

第一章 遺跡の状況

第二章 出土遺物の解説

第三章 結語

参考文献

付論 椿井大塚山古墳出土鏡の化学成分と鉛同位体比(改訂)

上記のような事情から本書の著者は、当時準備していた報告内容をできる限りそのままに近い形で掲載することにした。序章から第三章まで、調査後にまとめた原稿を